

[事案 2024-295] 契約者貸付無効請求

・令和7年7月11日 裁定終了

<事案の概要>

契約者貸付の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成3年6月に契約した終身保険について、令和6年4月に契約者貸付金元利合計約900万円のうち、約10万円以上の金額を同年6月までに支払うよう求められたが、以下の理由により、契約者貸付を無効とし利息の支払義務がないことの確認を求める。

- (1) 契約から数年後に、募集人から「貯金が500万くらいになりましたよ」と案内されたので、その500万円を受けとるために解約の申し出をしたが、募集人から、「解約はしなくてもいいから500万出してあげるね」と言われ、手続を行った。
- (2) 保険会社から振込用紙が送付されてきたため、募集人に問い合わせると、「それは払わなくても運用で回るから放っておいていいよ」と言われたので放置した。その後も年に一度振込用紙が送られてきたが、募集人から「放っておいていいよ」と言われたのでそのままにし、その後募集人からの連絡は途絶えた。
- (3) 令和6年6月頃、保険会社の担当者から、利息分の支払いをしてほしい旨の連絡があり、初めて契約者貸付を利用していたことを知った。募集人に解約を申し出たのに、契約者貸付の手続をさせられ、不当な金利を課せられた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 平成27年3月、申立人は契約者貸付の申込書と請求書に記入し、契約者貸付金500万円を受領した。申込書には、貸付条項が記載されており、貸付金の利率等の規定によって、所定の利息が付くことを確認できた。
- (2) 募集人に当時の状況を確認しても、誤説明や説明不十分をうかがわせる事情は確認できなかった。
- (3) 貸付金に利息が付くことは一般的であり、申立人は複数の「貸付」という文字を読んでいる。
- (4) 申立人に対し、令和6年4月に払込依頼の文書を送付するよりも前に、契約者貸付支払完了の通知文書や返済の案内文書等を送付しており、毎年送付している契約内容通知文書内にも貸付金に関する記載がある。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約者貸付の利用状況等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。